

年度  
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税  
特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

特別徴収年税額  
円

市民税・県民税・森林環境税の税額を地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、本書のとおり決定しましたので、お知らせします。

年 月 日 神戸市長

徴収月(公的年金)	年4月	年6月	年8月
	円	円	円
	年10月	年12月	年2月
	円	円	円

※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

翌年度仮徴収額  
(年)

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

4月	円
6月	円
8月	円

郵便番号  
〒  
住所  
先 電話 078( )

定額減税控除済額 ○円  
控除外額 ○円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称  
特別徴収を行う公的年金の種類

●所得金額(①) 内訳 ※それぞれの所得区分に該当する所得金額を記載してください。

所得区分	所得金額(円)	変更前所得金額(円)
営業(等)		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与所得(給与収入)	( )	( )
親(年金所得等)(公的年金等収入)	( )	( )
総合課税・特		
別・雑損超過損失		
小計		
山林・退職所得		
控除		
短期		
雑		
経		
減		
除		
長期		
課		
税		
特定		
軽		
課		
上場		
株式		
非上場		
上場		
配当		
雑損		
損失		
先物		
株		
取		
引		
雑		
損		
条約		
利子		
配当		

●所得控除額(②)の内訳

所得控除区分	所得控除額(円)	変更前所得控除額(円)
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除額計		

●人的控除の内訳

区分	内訳	金額	区分	内訳	金額
基礎	基礎控除		扶養	配偶者	
特別	特別控除		老人	特定	
その他	その他		養	他	
寡婦	寡婦控除		他		
ひとり親	ひとり親控除				
勤労学生	勤労学生控除				
配偶者	配偶者控除				
他	他				

●課税標準額(③-④)

区分	課税標準額(円)	変更前課税標準額(円)
総所得		
短期課税		
長期課税		
株式・先物		
山林・退職		
勤労学生		

●税額控除額(⑤)の内訳

区分	市民税(円)	県民税(円)
調整		
住宅購入等		
外国税額		
配当		
相当額調整		
寄附金		
所得割調整		
合計		

●税額

【所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額

内 訳	決定税額		変更前税額		増減額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(③)						
税額控除額計(⑤)						
税額控除後所得割額(③-⑤)						
均等割額						
減免額						
差引合計						
森林環境税額						
年 税 額						
徴収方法						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収月と税額	4月( )	6月( )	8月( )	10月( )	12月( )	2月( )
(1回のみ変更)						

税額控除前所得割額(③)は課税標準額(③-④)のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。

市民税・県民税の納付方法は、その額を課税、徴収の納付(市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当し、又は年納の森林環境税の委任納付に充て、後日、最終納付金請求書を送付いたします。